

## 第3回 愛知県自転車交通安全教育のあり方検討会議議事録

日 時：2021年11月17日（水） 午後2時から午後3時50分まで

場 所：愛知県自治センター 5階 研修室

出席者：名簿のとおり

### 【議事】

#### 1 自転車交通安全教育のあり方について

(1)「1 自転車の安全利用に関する主な課題」から「3 各主体に期待する役割・取組」まで

○資料1に基づき事務局から説明

(國分座長)

まずは資料1のうち「1 自転車の安全利用に関する主な課題」から「3 各主体に期待する役割・取組」までについて御意見を伺う。

(片山委員)

自転車交通安全教育のあり方について、2の基本的な教育の方向性の項目の冒頭に、幼児児童の段階で自転車を含む交通安全教育を十分に行うということを記載して頂いたのは、本当に必要なことだと思う。

ただ、今、学校教育現場も、非常に先生方の数が少ない状況になっており、この2か月間で、私のところに、学校に戻って担任をしてくれないかという話が3件あった。校長先生、教頭先生が担任をしなければいけないというような状況に、全国的になっているようだ。愛知県も例外ではない。

そういった中で、交通安全教育を十分に行うというのは、とても大切だが、具体的にどんなふうに、行政、市民も協力して教育の場を作るかというのが、2(5)に必要なと思う。

自転車の交通安全教育を行うにはどこに言えばいいのか、どのような連携の形があるのかといった部分にまで踏み込まないと、実際に学校教育現場を支援しにくく、期待するだけで終わってしまう。

これからはその辺の具体的な方針があってもいいのではないかと思う。

(國分座長)

その辺りは、大変大きな課題だが、県だけ、また、この会議だけで決められるものでもないと感じる。

率直な課題として残しておくことは必要かと思う。

(木村委員)

ヘルメットのことについて、以前の会議で質問したが、シェアサイクルのことが全然載っていない。

シェアサイクルの利用者が全くヘルメットをかぶらないことをどう説明するのか。

(事務局)

名古屋市役所の交差点等を見ると、名古屋市が場所を提供してシェアサイクルを実施しているという状況がある。

確かにヘルメットの設置は無い。それは各事業者が行うことだと思うが、例えば、名古屋市が場所を提供しているという立場があるから、そこからシェアサイクルの事業者への働きかけができれば良いと思う。

そういった働きかけをしていくことで、シェアサイクル事業者が、事業者としてのヘルメット着用を促進していければと考えている。

(木村委員)

小学生の子が、学校や警察からヘルメットをかぶりましょうって言われるのに、あのおじさんたちは何でかぶってないのって聞かれたときに、答えようがない。そういうことを実際によく聞かれる。

そこを、どのようにしたらいいのかという素朴な疑問である。

(伊藤委員)

ヘルメットと一緒に置いてあるシェアサイクルは見たことがない。

現実には、利用者がヘルメットを持参するという形か、または、ヘルメットのレンタルのようなものがシェアサイクルの近くにできて、そのヘルメットを使い終わったら、別の保管場所に収納するというようなイメージしか思いつかない。

機能的な部分で、自転車とヘルメットが合体できるようなものでないと、シェアサイクルでなくても、駅へ行ったときに、ヘルメットの収納場所が無いという問題にぶつかる。6,000円、7,000円掛けたヘルメットが盗まれたらどうしよう、じゃあ家に置いておこうということになりかねない。

メーカーが技術的に工夫する余地がある分野だと思うが、当面のシェアサイクルの問題については、条例の中でも事業者の従業員達のヘルメットはどうするかという議論もあったと思うが、シェアサイクルも同じように、事業者が責任を持って解決していく分野であると思う。

その間、小さい子供たちが、ヘルメットをかぶっていない大人を見るといったような状況も出てくるかもしれないが、行政から事業者への指導というのが一番重要だと思う。

(塩野谷委員)

資料1の2(1)について、基本的には、小中学生のヘルメット着用は、学校でも指導をしており、多くの小中学生はかぶっている。

高校生になるとかぶらないというのも、これまでも話に出たところだが、大人の多くはかぶっていない現実がある。

そうした中で、大人がかぶってないじゃないかと聞かれたら、「ああいう大人になってはいけない」というのが教育かというところかと思う。「幼児・児童の段階で自転車を含む安全教育を十分に行う」は確かにそのとおりだと思う。

2(1)の四角囲みの中の項目が、順番に幼児教育、小学校、中学校、保護者とあるが、順番は、保護者が1番にあり、2番目に幼児教育、次に小・中学校という形だと思う。

「教育現場や家庭において」とあるように、何か子供に教えるというと教育現場とすぐ出てくるが、基礎的な交通安全教育を、「家庭及び教育現場」で十分に行うという並びの方が、すっきりと伝わりやすいものになると思う。

また、3(7)の「その他地域団体」について、一番届きにくいという説明があったが、一番大事なところでもある。

地域が変わって、大人の動きが変われば、それを見ている子供たちも当然変わってくる。

(片山委員)

高齢者のヘルメット着用について、自転車の条例が10月に全面施行され、尾張旭市でも補助金制度が4月から運用されるようになって、以前はヘルメットをかぶっていなかったのではないかなという雰囲気の高齢者がかぶっている。

おしゃれなヘルメットをかぶっていて、非常によく見るようになった。

本当に、自転車の条例と補助金の効果はあったと思う。

全員が全員ではないが、そういう方々が増えていくことによって、子供に対する影響もそうだが、他の大人に対する影響も、長い年月とともに出てくるのだろうと、条例の効果にとっても期待している。

啓発に関しては、地区の9/19付の回覧板の中に、「ココから始まる安全運転」の自転車条例の周知のチラシが黄色の紙に黒文字で刷られて入っていた。

元のチラシとは異なり多色刷りではないので、色々なところが見えにくいですが、地域自治体でこうやって実際に配られてみると、御覧になった方も結構いるのだろうと思う。

だからこそ、尚更、高齢者でも見やすい紙面づくりが大事だと思う。

(國分座長)

既に活用いただいているということで、こういう取組が広い地域で続いていくと良い。

(伊藤委員)

ヘルメットについて、条例制定前に、どうしたらヘルメットをかぶりますかというアンケートがあって、約半数近くの人が、条例ができたならヘルメットをかぶるという回答だった。

条例ができて10月1日以降の状況はどうかというと、100台の自転車とすれ違った時に、100台みんなヘルメットをかぶっていなかったら全然効果は出てないのではないかと、思ったり、最初の2、3台の人がヘルメットをかぶっていたら、条例の効果が出たなど

思ったり、局所で見ると、実態はあまりよくわからないというのが現状かと思う。

ヘルメットをかぶりましょうという啓発活動は、ずっと続けていって、少しずつ着用率を上げていく必要がある。

万一転倒したり怪我をしたりするリスクを感じていれば、誰だってヘルメットをかぶる。ところが、現実には自転車を使っていて、転びそうになったとか車とぶつかりそうになったということは、何年に1度という状況だと思う。

ヘルメットというのは、そういう何年に1度の時に命を救う存在である。マスクも以前はほとんどの方が着けてなかったが、周りで新型コロナウイルスの患者がたくさん出てきたときには、我先にマスクをつけるようになった。着ける方のリスク意識で、着用率が上がったたりもするし、下がったりもする。

ヘルメットは各年齢層があって、小中学生はほとんどかぶっているが、一番対象にしないといけないのは高齢者である。

若い人は、衝撃があっても大事には至らないケースがあるが、高齢者は、車にぶつからなくて、転倒しただけでも、頭を打ってかなり重傷の怪我をすることもあるので、特に補助制度はずっと続けていっていただいて、高齢者に普及していくようお願いしたい。

「3 各主体に期待する役割・取組」の中で、県、市町村について、第11次愛知県交通安全計画が愛知県の中で定められていて、これから先5年間進めていくと思うが、自転車に関する教育はどのようなことを行っていく方針か教えてほしい。

(事務局)

手元に第11次愛知県交通安全計画を持ち合わせておらず、この場では回答できない。

(伊藤委員)

うろ覚えだが、小学生に対しては色々な教材などを活用した交通安全教育を進めていくということが書かれていたと思う。中学生に対してもそういうことが書かれていて、つまり、前回会議で話のあった副読本だとか教材だとかがどうしても必要である。例えばボランティアの方が活動するにしても、口頭で説明してもあまり効果が無く、簡単な交通ルールの本だとか、テキストみたいなものが必要である。

問題は、こういう啓発活動をするにはどうしても財源が必要になってくる。

財源を確保して交通安全活動ができる団体であればいいが、一般のボランティアの方は、手弁当で、時間を作って各活動に従事されている。

そういったときに、自治体からの物資の支援等が継続的にあれば活動もしやすいと思う。

(高野委員)

ヘルメットについて、豊橋市も一昨年からヘルメットの補助金を実施しており、地方紙がその取材に私のところに来た。

「それ以降売れるようになりましたか」と聞かれ、少し話を盛って「そうですね、倍以上ですね」と話したら、新聞に載った。

そうしたら、今まで少なかった高齢者が本当に買いに来た。

新聞は、「かぶれ」じゃなくて「みんなかぶるようになったんですよ」という表現で、これが重要である。

高齢者に本当に効果があり、今、女性用のヘルメットは不足している。

「みんなかぶるようになったんですよ」、これが一番効果がある。みんなかぶっていればかぶる。それを痛感している。

補助金の額を計算していると、条例が施行されてから従来の6倍くらいになっている。

広報の仕方によって、強制でなく自発的にかぶるという効果がある。

(松岡委員)

私も同じ意見で、条例全面施行の二日ぐらい前にヘルメットを買った。

その1週間前に自転車屋に見に行った時には、ヘルメットはいっぱいあったが、買う1日前にテレビで放送されたら一気に売れて、私はぎりぎり買えた。

本当におっしゃるとおり、テレビで取り上げるとか、みんなかぶっているというのが、効果がある。交通安全母の会の津島市の会員も高齢者が多いが、一人が買ったなら、みんな私も欲しい私も欲しいとなったそうで、今、ヘルメットは品薄になっているそうである。

(國分座長)

現場の実態ではヘルメットが売れているということだが、伊藤委員がおっしゃったように、街中で、具体的にどれくらいの人がかぶっているかというのは、確かによく分からない。

(伊藤委員)

ヘルメットの調査ではないが、日本自動車連盟が信号機のない横断歩道での車の一時停止状況調査を行っていて、2019年に三重県が3.4%で全国ワーストになったときに、三重県の県民は、もう大変だということで、皆さん頑張られて、2年経った今年はベストセブンで、かなり停止率が良くなっている。

個別に見える化していくと、自分の自治体はどの程度かがよく分かるので、そういった調査というのも大事だと思う。

結果何がよかったかという、悪い県だけがやり玉に上がるのではなくて、全国の停止率がすべて上がっていった。

本来は啓発活動を通じてかぶってもらうのが正しい方法だとは思いますが、着用率が上がらなければ、こうした調査をして、実態を知ることも大事だと思う。

(木村委員)

高齢者のヘルメットの普及率が上がったという話があったが、一番かぶっていないのは、自動車の免許証を持っている人達である。

普段から自転車に乗っている人は別だが、普段自動車に乗っている人が、近くのコンビニに行くときなどに自転車を使う場合は、絶対かぶっていない。

自動車の免許更新の際に、自転車に乗るときは絶対ヘルメットをかぶりましょうという啓発をしていただけるとありがたい。

(國分座長)

一番ヘルメットを被っていない層を特定するためにもデータが必要である。伊藤委員がおっしゃるように、悪者を見つけるわけじゃなくて、事実を知れば、対応も考えられる。

免許更新については、プログラムがみっちり決まっていて、中々自転車に割く時間が取れないという実情は聞いたことがあるが、どうか。

(伊藤委員)

免許を持っている方で、自転車利用者がどのぐらいいるのかということ。

仮に免許更新時に啓発をしたときに、大半の方は、自分は自転車なんか乗らないと思うのではないか。

また、免許更新時の講習は、時間制限がかなりあって、飲酒運転の防止やあおり運転の防止など、様々な内容があり、自転車の安全利用は登場しづらい。

ただ、一般論として、各種法令法規を守ってくださいということを啓発していくことは大事だと思う。

(松岡委員)

高校生の自転車通学は、ヘルメットをかぶらなければいけないという決まりは、学校では無いのか。

中学生は決まりがあって、自転車通学の子は絶対ヘルメットをかぶる。

どうしてやらないのか。

江南市で見ている、ヘルメットをかぶっている高校生はまずいない。

危ない運転をするのは高校生が一番多いと思う。

高校生はかなり大人に近いから、自転車通学の子たちのグループを作って、そこでみんなで、ヘルメットをかぶるにはどうしたらいいかとか、事故を無くすにはどうしたらいいかとか、そういうことはできないか。

(木村委員)

一宮署でそういった取組がある。

(松岡委員)

そういった取組を、県内の各市町村でもやれるといい。

(中村委員)

ヘルメット着用について、小学生はもともと道路交通法で着用が努力義務となっており、中学校でも義務教育という括りの中で、ヘルメットの着用指導が続けられているのだと思う。

高校は義務教育から外れるということもあるし、学習指導要領では、高校生は、今後の免許保有を見据え、二輪車や四輪車の特性などを含めた教育を中心に進めていくという形になっている。自転車のルールについても、学校には苦情がいっぱい入るので、そういう機会も捉えながら行っているが、ヘルメットをかぶりなさいという指導までは行っていないというのが実態だと思う。

学校に対しては、ヘルメット着用の重要性などをしっかりと啓発するなど、条例の趣旨に沿った取組を実施するよう、色々な場で伝えている。

(國分座長)

大学はもっとそうで、専門科目を学ぶ以外のことは強制できない。

啓発ちらしを置いておくとかポスターを貼るくらいしかできないのが実情である。

ただ、大学というのは、自転車利用としては高校生と同じくらい多く、苦情も多い。事故もよく起こす。

高校生、大学生にも中々教育が届きにくいというのはおっしゃるとおりである。

(松岡委員)

学校から押し付けるのではなく、生徒たちから自発的に、自分たちでこういうこと気をつけましょうとか、ヘルメットをかぶりましょうとか、そういうグループ作りなどをできると良いと思う。

(塩野谷委員)

自主的にヘルメットをかぶってもらうためには、かぶろうと思わないといけない。

自分が高校生の時も、ヘルメット着用が急に厳しくなったときがあって、校門で先生が立っていて、かぶってないと入れないというときがあった。そうすると、ヘルメットはかごに入れて、門が近くなるとかぶって入っていく。

あの年頃は髪の毛のことも気にするし、かっこいいと思ってないということが根本にある。

自発的にかぶろうと思うにはどうしたらいいかというところがポイントである。

(國分座長)

SNSを活用した取組などは、そういうものを活用して、高校生や大学生に届かないかという思いで記載している。

(伊藤委員)

木村委員から、色々なところでマップづくりを行っているということを紹介していただいた。高校生は自分たちで気づいて、自分たちで道を選択する能力があるので、マップづくりだとか、色々な教室だとか、自分たちで学んでいく中で、ヘルメットは大事だということ学んでいけると良い。

今日ここへ来るとき、自転車の高校生と2台すれ違った。最初の子はヘルメットをか

ぶっておらず、ただヘルメットをかけて走っていた。次の子はヘルメットをかぶっていた。二人とも同じヘルメットだったので、学校で推薦しているものではないかなと思う。

ただ、実際にはかぶるかどうかは、最終的には本人の自由になるので、そういうことを含めて、自分たちで考える場を、関係者たちで作っていくと良いと思う。

(國分座長)

次に「4 効果的と考えられる教育例」及び「5 効果的と考えられる教育例の詳細」について、事務局から説明をお願いします。

(2) 「4 効果的と考えられる教育例」及び「5 効果的と考えられる教育例の詳細」

○資料1に基づき事務局から説明

(國分座長)

それでは、教育例及びその詳細について、御意見ををお願いします。

(片山委員)

本日は副読本の実物を二つ用意した。一つは、三河地区だけの、「みんなの安全」の3年生、もう一つは全国的に売られている「わたしたちの安全」の5年生。今から回覧するので、見ていただきたい。

1年生から6年生まで、各学年向けの本があり、自転車のこともしっかり載っている。

これも、学校にただ備え付けられてあるだけでは、実際に使ってもらわないと意味は無い。私自身も使わなかったことはあるが、非常に良い内容である。

先ほどヘルメットについて、高校生が自発的にという意見があった。小学校でも中学校でも、自発的に自分たちで考えていく教育には取り組んでいる。

ただし、そのためには、まず教員が交通安全、自転車について詳しくないといけない。子供たちで全部やってというのは教育ではない。

教員が示して、普段から声掛けをして、その中で子供たちが基礎的な副読本などで学んで、自分たちでどんな活動ができるだろうかと考える、例えば自転車の交通安全動画作成コンテストを学校の中でやるにしても、基礎的な知識が無いとそこには至らない。

例えば英語では、小学校で英語が教科化されたので、小学校でもそういうことが可能になっている。

交通安全について、まず現場の先生たちが詳しくならないと、日々、声掛けができない。そうすると子供たちも交通安全に問題意識を持たないので、交通安全に取り組めないという状況があることが根本的な課題である。

ここを解決しない限り、子供たちが自発的に考えるというのは、大人が課題を投げ込むだけでは、実現に至らないのではないかと、小学校現場を10年経験して思った。

次に、自転車安全教育指導員講習会について、私たちの団体も5名ほど講習を受けている。私たちの団体は、自分たちで交通安全教育を、行政、警察、学校と協力しながら運営しているが、講習の修了者がそれぞれの地域でどんなふう活動していくか、そのルート

をぜひ作っていただきたい。

例えば私の知り合いの方で、講習を受けたけど中々声もかからないし、どこで教育を実施すればいいのかわからず、私たちの団体と一緒にやりましょうかということになったりするので、自転車安全教育指導員資格を取った後のルートを確立していただきたい。

(伊藤委員)

自転車安全教育指導員という制度は、全国の交通安全協会が運用しており、1日研修を受けていただいて、指導員証というのをお渡しする形になっている。

なぜそういう制度があるかということ、自転車教室は誰でもできるので、交通安全に関心のある方がやっていただければよいが、そういう資格があることによって、自信を持って指導していただける。

また、自分流の自転車の乗り方ではいけないので、県警の方の講義できちんとした法規を勉強してもらい、なおかつ実地でコースを走っていただいて、自分の自転車の利用の仕方をアドバイスしてもらおう。

簡単な研修なので、ほぼ皆さん合格される。その後は自転車教室に活用していただく冊子を希望に応じてお渡ししているが、交通安全協会がフォローできるのはそこまでである。

その後の自転車教室をどうやって運営していくかは、個々の指導員の力量や所属組織によって異なる。交通指導員や自治体の職員、警察官の方、ボランティアの方など、いろんなところから来ていただいている。

交通安全協会としては、資格を渡して、活用していただける資料をお渡しするところまでが限界で、その後の道筋は、各自治体で、交通安全の部署などで活躍していただければありがたいと思う。

(片山委員)

私が提出した資料のAについて、愛知県警の自転車対策小隊B-F o r c eが、外国人向けの自転車安全利用啓発動画を作成している。英語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語、スペイン語、インドネシア語、ネパール語の字幕版で、交通公園で外国人の方をお呼びして、わかりやすく説明されている。海外の方も自転車に乗っている姿をよく見るので、どこか見やすいところに、外国人向けのページを作っていただいて、これが目に届くようにしていただけるとよい。

既に項目がある「教えて B-F o r c e」のところに、外国の方向けというような形で追記しても良いと思う。

(伊藤委員)

「効果的と考えられる教育例の詳細」で、アクセス先が書いてあるというのは、これは例えば保護者が子供に教えるときに、何かいい教材はないかとか、学校の先生が自転車教室を行うときに、どこにお願いしたらできるのかとか、こういったところで役立つものだと認識しているが、こういった情報は、もっともっとたくさんあって、ここに書かれてい

るのは全体のほんの一部であると思う。また、地域に根差して活動しているボランティアの方もいるので、この表は固定的ではなくて、どんどん広げてほしい。また、現在の形だと見やすすくないので、例えばインターネットでアクセスした時に、こういった場合にはこういう教材や依頼先があるだとか、発展的に進化していただきたい。

また、交通安全協会でも、自転車教室は年間 50 件ぐらい実施しているので、交通安全協会の自転車教室も記載していただけるとありがたい。

(片山委員)

前回会議で高野委員がおっしゃっていた、ハンドルの目印を付けるというのを自分で付けて走ってみた。これは蛍光のテープをただ巻いただけだが、確かにわかりやすいなと思った。

つい右側を走ってしまう人に対しても、教育と合わせて実施することで効果があると思う。

次に、前回バックミラーの話があったが、プラスチック製で軽く、小さいバックミラーもある。郊外を走るときに、後ろから自動車が静かに来たりして怖いので、バックミラーがあると安心である。また、ベルやライトも小さいものがある。こうした安全機材を具体的に紹介するところがあっても良いと思う。

(國分座長)

伊藤委員からもあったように、この表は具体的に何を行えばよいか選択肢を示すために作成したものだが、おっしゃるとおりこのままでは、見づらいので、追々ウェブサイトで検索できるようになると良い。

自治体に期待する役割として、先進的な取り組みの情報共有というのもあるので、こういったことと絡めていけると理想である。

(片山委員)

愛知県内の交通公園等の一覧について、各機関に電話をかけてみた。

一般の方が親子で行った場合に、自分の自転車を持ち込んで練習はできるか何うと、「うちはゴーカートとおもしろ自転車だけ」という回答も結構多かった。また、交通安全教室は実施しているか何うと、たまに自治体や警察の方が使われることがある程度のところが現実には多い。

この一覧にもう一つ欄が必要で、ゴーカートとおもしろ自転車だけで、自転車の交通安全のための練習はできないといった情報も必要だと思う。

交通公園の活用としてはもったいないと思うが、そこは各行政の判断になるので、愛知県がどう各行政に働きかけて、活性化していくかが重要である。

私がお配りしたプリントのCに、「1970 年前後 義務教育における「交通安全教育」に関する文献 過去の参考事例」として、四つ文献を載せている。

この時代には第一次交通戦争もあって、自転車の安全教育が、学校、家庭、地域、自治体含めて非常に活発で、交通公園等ができたのもこの時期で、研究もされていた。今研究

を見ても、真剣に取り組まれていたということが分かる。

こういった交通公園等を、どんなふうにブラッシュアップできるのかが大事である。

ただ一覧を載せてあるだけだと、せっかく電話した人が自転車の交通安全のための練習をできずに悲しい思いをしてしまうので、掲載するときに、注意が必要である。

(國分座長)

実際に私自身が小学生の頃には、これらの施設で教育を受けたが、これを再活用というのは、自治体側からしたら、使われていないから遊べる施設として有効活用しているというのが正直なところだと思う。

中々難しいかもしれないが、せっかく場所があるなら活用していきたい。

(片山委員)

豊田市の交通安全学習センターは、れっきとした交通安全学習施設である。

このセンターの指導員の方は、実際にスポーツ自転車の状況を理解したいということで、マウンテンバイクコースやサイクリングコースに、私たちの団体と一緒にいかしてくれと言われて、先日もダウンヒルの練習コースに指導員の方をお連れした。そうやって、実際の状況を理解して、子供たちに提供しようとしている。

豊田市の施設で、P F I 方式の委託事業で運営しているが、今後、自主事業として、「家族で学ぶ自転車交通安全教室」と6年生対象の任意の体験型自転車教室を実施する予定があるとのことである。

この会議で紹介してもよいとのことなので、こういった、実際に交通安全を研究されている施設も、ぜひこの参加体験型の講座に載せて頂いた方が良いのではないかと思う。

(事務局)

確認をして、載せられるように考えていく。

(國分座長)

今後もこの表を拡充させていく作業は続けていくということになるかと思う。

それでは続いて、議事2教育用パンフレットについて、事務局から説明をお願いします。

## 2 教育用パンフレットについて

○資料2に基づき事務局から説明

(國分座長)

それでは説明いただいた教育用パンフレットについて御意見ををお願いします。

(伊藤委員)

大人用の中面について、右側通行は駄目というのは本当に大事なことだと思う。

右側通行は気付くのが遅いからということだが、もっと怖いのは右側通行の右折であ

る。

この自転車がまっすぐ行くとは限らない。時には、本来ならば左側を大回りして曲がる  
ところを、右側に寄って、最短コースで交差点を右に曲がってくるケースは割と多いので  
はないかと思う。

そうすると、車が一時停止線で止まっても、正面から自転車がいきなり現れて目の  
前にぶつかってくるというパターンもある。例えば右側通行の自転車の矢印は直進しかな  
いが、直進だったり、右折だったりするような矢印にしてみたら、危険な感じが増すので  
はないか。

(小林委員)

伊藤委員が言うことは分かるが、たくさん言わないほうが良い。

あれもこれもとなると何が言いたいのか分からなくなる。

とりあえず一番基本である自転車左側通行が徹底できて、例えば、3年後にパンフレッ  
トを作るなら、右折の矢印を入れてもいいが、今の段階はこれで十分だと思う。

左側通行がみんな、恒常的に守られるようになった時に次のステップを考えるべきであ  
る。

(高野委員)

そもそも矢印がいらぬのではないか。

(木村委員)

すごく良くなったと思う。色合いも良い。

「自転車は左側通行が原則です」のイラスト、わかりやすくして良い。

とにかく右側通行していると、気が付いた時に目の前にいるということが分かればいい  
わけですから、非常に分かりやすいと思う。

(林委員)

子供向けの、中面下段の「信号を守りましょう」というところで、車両用の信号機と歩  
行者用の信号機、両方とも付いていて、どっちの信号を守ったらいいいのか、ここで意図し  
ているのが車道走行で、停止線で止まれということであれば、歩行者用灯器は無い方がよ  
いのではないかと思うが、その辺りの意図はどうか。

(國分座長)

車道を走っていても、交差点で自転車横断帯がある場合は、歩行者・自転車専用信号機  
に従わないといけない。

確かに誤解を招くので、無い方がよいかも。車道走行だったら車両用信号に  
従って通行する。

(木村委員)

これは一番教えないといけないことである。本当に信号機は難しい。  
小学生以下は歩道を走ることができるので、両方の信号機が必要だということも分かる。

保護者に分かるように小さく注釈を付けてはどうか。

(事務局)

色々なケースが考えられるので、注釈でカバーできるのならそのように考えたいが、委員の皆さんが御存知のとおり、非常にルールが複雑で、それが記載できるかどうか、検討させていただきたい。

(國分座長)

今後も来週の水曜日まで意見を受け付けるとのことなので、じっくり見ていただいて、これはまずいということがありましたらぜひ、事務局に御一報いただきたい。

(事務局)

大人用のイラストについて、右側通行の矢印自体が不要ではないかという意見があったが、無くした方がよいか。

(木村委員)

あった方がよいと思う。

破線の矢印の車側は不要ではないか。

(小林委員)

自転車からも発見しやすく、双方向ということだから必要である。

(國分座長)

車の黒い矢印と交差することで、出会い頭事故ということが分かりやすくなるように矢印は残すこととしたい。

成果物は、具体的にはいつ頃から展開されていく予定か。

(事務局)

成果物の発表としては、12月中をめどに記者発表したいと考えている。

教育用パンフレットは、印刷と配布を行うので、1月中旬をめどに配布ができればと考えている。

(國分座長)

ではこの教育用パンフレットの内容についてはここで、切り上げさせていただいて、まだお時間があるので、先の議論で言い残したことがあれば伺う。

(木村委員)

先ほど片山委員から回覧いただいた小学生の副読本について、右折する時の手信号の部分に付箋が付いていた。この付箋の意味は、二段階右折だから手を出してしまうとそのまま曲がってしまうから、手信号は無い方がいいのではないかとということか。

(片山委員)

副読本の絵の状況については、御指摘のように感じた。それから、実際に交通安全子ども自転車大会の指導を7年間ぐらい請負ってみて、自転車で手信号を、交通社会の中で出すという行為は、相当スキルの高い状況判断が必要とされると感じる。

私達が仲間内で走るときは、車道のある程度のスピードで間隔を空けて走っているから、止まるとか、右折するとか手信号は出すが、右折の手信号を出すときは、横をすり抜けていく自動車がないか確認して、本当に恐る恐る出す。大きく出したら、車に引っかかる可能性もある。

左に曲がるときは、大会の指導のように右手を直角に曲げて出すことはしていない。そのまま、シンプルに左手を左側に出す。自転車の交通教則本に記載されているような、右手を曲げる合図は、本来、自動車のウインカーが故障等により機能しなくなった場合の合図（日本は左ハンドルの為）をそのまま流用している経緯があるとのことである。

オランダとベルギーでは、左手を左側に出して合図する。そうでないと、自転車の運転者が次にどちらに曲がるつもりかが、分かりづらくなってしまう。

そして、小学生に手信号は、相当な練習をしないと、片手運転になって危ないので教えられない。現状、家庭等でも、手信号について普段から練習させたりしていない状況下ならなおさらである。私どもの教室では、交通安全協会発刊の自転車教室という小冊子を授業後に子供たちに配るが、子どもたちへの注意事項として、手信号は十分に練習してからのことなので、すぐには真似しないようにしてねという声掛けをしている。そういう意味での付箋でもある。

(木村委員)

交通法規の中で、両手を放して自転車に乗るなど書いてある。

一方で、手信号をしると書いてあって、矛盾している。

オランダでは、私もアムステルダムで見たが、左折の手信号はみんな左手で出している。右手を曲げる合図はあり得ない。

両手を放して自転車に乗ってはいけないということだから、手信号は不要だと思う。

(片山委員)

教育が進んで、街中でみんなが合図を出すなら意味がある。

(木村委員)

みんながやって、自動車もそのことが分かっている気をつけてもらえるならいいと思う。

ただ、小学生以下は歩道を走っていて、手信号は不要である。

(片山委員)

自転車の手信号による右左折の合図は道路交通法に規定されているのか。

(伊藤委員)

規定されている。

(片山委員)

子供に教えるときには、慣れない動きで、車道上で運転操作が不安定になっては大変なので、練習もしていない中で、いきなり車道上で手信号を出さないように注意しないといけない。

(伊藤委員)

子供を中心に考えると、道路交通法の手信号の規定は厳しいのではないかということだが、左折の仕方では、道路交通法第 34 条及び第 53 条に、左折するときは安全を確かめて、左折の合図を行い、できるだけ道路の左側端に沿って、速度を落として、歩行者の通行を妨げないようにして曲がらなければならないという規定がある。

実際、子ども自転車大会では、色々な障害物などを想定しながら、停止の合図、後方確認、右折左折の合図などを行うが、二段階右折する場合は、直進だけなので、合図は不要である。

法律の原則ではこうやって合図するというのを教えることは必要だと思う。

我々の子供の頃、方向指示器付きの自転車が流行っていた。それまでは合図の仕方も教えられてきたように思う。

その方向指示器付きの自転車が消えていったころから、何故か合図も消えてしまった、教えられなくなってしまったのではないか。

(國分座長)

合図は義務なので必要なのだろうが、実際にやらせるかどうかは難しい。

(木村委員)

片手運転の禁止との整合はどうか。

(伊藤委員)

片手運転というのは、傘差したとか、スマホを見ながらだとか、そういったような時には、当然のごとく違反になる。

両手放しというのがあったかどうかかわからないが、いずれにしても、自転車の場合は正常な操作ができなくなる状態が違反という扱いである。

(片山委員)

先ほどの伊藤委員の発言にもあったが、この副読本の交差点では、自転車は二段階右折なので、合図は不要である。

先ほどの木村委員の発言のとおり、確かに副読本の記載が誤っている。

(國分座長)

この副読本の絵は信号機のない交差点だから右折できる。

(木村委員)

二つ書いてある上に、大きい交差点か小さい交差点かも分かりにくく、ややこしい。

(國分座長)

自転車は法規自体がややこしい。

手信号は、スポーツバイクに乗る時は後ろにも迷惑が掛かるので必須だが、子供では、確かにテクニックが無くてできないため、難しい問題である。

時間の都合もあるので、これにて第3回の検討会議を終了する。

それでは、事務局に進行をお戻しする。

(事務局)

それでは事務局から今後の予定につきまして、ご連絡をさせていただきます。

本日いただきました御意見を反映し、自転車交通安全教育のあり方及び教育用パンフレットを修正する。

本日の会議以降にご意見をいただける場合には、11月24日水曜日までに事務局まで御連絡をいただくようお願いする。

修正したものについては、座長に確認をしていただいた上で、委員の皆様にご報告をさせていただきます。

その後、記者発表を行い、公表するとともに、市町村や交通安全関係団体等に協力を依頼しながら、広く周知をしていく。

また、教育用パンフレットについては、3か国語、英語、中国語、ポルトガル語に翻訳するとともに、印刷したものを、教育機関等に配布していく。

今回の会議が、愛知県自転車交通安全教育のあり方検討会議の最終回となる。

これまで全3回にわたり、それぞれのお立場から御意見を賜るとともに、活発な御議論をいただき、感謝申し上げます。

いただいた御意見については、成果物として発信していただくだけでなく、自転車の安全利用に係る県の施策に生かし、交通事故の防止に向け、しっかりと取り組んでいく。

座長をはじめ、委員の皆様には大変有意義なご議論をいただき、重ねて御礼を申し上げます。

以上